

川崎市消防局車両管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局車両管理規程（平成21年消防局訓令第3号。以下「規程」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両管理システム 消防情報管理システム「警防業務システム」の車両管理機能をいう。
- (2) 外注整備 業務委託する整備工場において実施する整備をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

(取り扱う車両の範囲)

第3条 車両管理者は、各所属に配置された車両を管理するものとする。

(整備管理者又は整備担当者の推薦及び資格)

第4条 規程第9条に規定する推薦は、整備管理者・整備担当者推薦書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する推薦で、規程第10条に規定する資格を有していない者を整備管理者に推薦する場合、消防局長は道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に規定する研修を受講させるものとする。

(車両の貸出し及び借入れ)

第5条 車両を借入れする所属は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両配置所属の整備管理者又は整備担当者に事前に申し込むこと。
- (2) 運転者は、借入れ車両の返却時に使用後の状況を車両配置所属に報告し、車両外周等の異常の有無について確認を得ること。

(機関運用日誌)

第6条 運転者（消防団車両にあつては整備管理者又は整備担当者）は、規程第12条第4号に規定する内容を車両管理システムの機関運用日誌に記録するものとし、整備管理者又は整備担当者は、これを確認するものとする。

(車両情報の管理)

第7条 規程第13条の規定による必要な事項は、車両管理システムにおける次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 車両基本情報
- (2) 車両点検情報
- (3) 諸元情報

(4) 車両支援情報

(5) 点検項目

(6) 指令情報

(毎月点検)

第8条 規程第16条の規程による毎月点検は、整備管理者又は整備担当者が規程第14条の規定による点検を実施するものとする。

(特別点検)

第9条 規程第17条の規定による特別点検は、毎年4月1日から6月30日までの間に次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) かじ取り装置の点検

(2) 制動装置の点検

(3) 走行装置の点検

(4) 緩衝装置の点検

(5) 動力伝達装置の点検

(6) 原動機の点検

(7) ぎ装関係の点検

(8) 車両関係の点検

(9) 車両付属品の点検

(10) 各種オイル等の補充

(11) オイルエレメントの交換(救急自動車を除く。)

(12) その他必要な点検整備

2 整備管理者又は整備担当者は、前項の点検を特別点検結果表(第2号様式)により行うものとする。

(定期点検)

第10条 車両管理者は、規程第18条に規定する定期点検を実施しようとするときは、点検・整備申請書(第3号様式)により申請するものとする。

2 前項の定期点検については、外注整備により実施するものとする。

3 整備管理者又は整備担当者は、定期点検の結果を法第49条第1項の規定により車両に備え置く点検整備記録簿に記載するとともに、車両管理システムに入力するものとする。

(燃料の管理)

第11条 規程第21条に規定する燃料の管理については、車両管理システムにより行うものとする。

(整備の申請)

第12条 整備管理者又は整備担当者は、規程23条に規定する整備を実施しようとする

ときは、車両管理システムを使用し、点検・整備申請書（第3号様式）により申請するものとする。

2 整備管理者又は整備担当者は、整備の結果を車両管理システムの整備状況に入力するものとする。

（消耗品の申請）

第13条 規程第23条に規定する消耗品の申請は、消耗品交付申請書（第4号様式）により行うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

第1号様式

川消 第 号
年 月 日

消 防 局 長 様

所属長

整備管理者・整備担当者推薦書

次のとおり整備管理者・整備担当者について推薦します。

【整備管理者】

階級		
氏名（ふりがな）		
生年月日		
資格	1	整備管理者選任前研修修了者
該当する番号に○をして ください	2	自動車整備士
	3	無

（注1）運転免許証の写しを添付すること。

（注2）有資格者は、資格修了証等の写しを添付すること。

【整備担当者】

階級	
氏名（ふりがな）	
生年月日	

特別点検結果表

検査年月日	隊名	検査者	
登録番号	経過年数	走行距離 km	
	点検項目	チェック欄	備考
かじ取り装置	ハンドルの遊び、緩み、がた		
	ハンドルの操作具合		
	ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
	パワーステアリング装置のベルト緩み、損傷		
	パワーステアリング装置の油漏れ、油量		
	その他		
制動装置	ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、きき具合		
	駐車ブレーキの引きしろ、きき具合		
	ブレーキオイルの漏れ、液量		
	エアータンクの凝水、液量、漏れ		
	その他		
走行装置	タイヤの空気圧、亀裂、損傷		
	タイヤの溝の深さ、磨耗、異物		
	ホイール、ベアリングのがた		
	ナットの緩み		
	その他		
緩衝装置	シャシばねのずれ、損傷		
	取り付け部の緩み、損傷		
	ショックアブソーバーの損傷、油漏れ		
	エアーススペンションの漏れ、損傷		
	その他		
動力装置伝達	クラッチペダルの遊び		
	ミッション、デフからのオイル漏れ		
	シャフトのがた		
	その他		
原動機	エンジンのかかり具合、異音		
	潤滑装置の油量、油漏れ		
	燃料装置の油漏れ、フィルター詰まり		
	冷却装置の液量、漏れ		
	ベルトの緩み		
電気関係装置	点火プラグの状態		
	バッテリーの液量、比重、ターミナル接続状態		
	電気配線部の緩み、損傷		
	灯火装置関係の作用		
	オルタネーターの機能		
	その他		
ギ装関係	各弁の機能		
	各コックの機能		
	ポンプ機能		
	パッキン類の状態		
	各計器類の機能		
	ギ装部分の損傷		
	PTOの作動		
	その他		
車両関係	シャシ各部の給脂状態		
	排気装置の損傷、取り付け部の緩み		
	自動車検査証		
	自賠責保険証		
	緊急自動車使用届出確認書		
その他			

車両付属品一覧							
	品名	員数	備考		品名	員数	備考
1				31			
2				32			
3				33			
4				34			
5				35			
6				36			
7				37			
8				38			
9				39			
10				40			
11				41			
12				42			
13				43			
14				44			
15				45			
16				46			
17				47			
18				48			
19				49			
20				50			
21				51			
22				52			
23				53			
24				54			
25				55			
26				56			
27				57			
28				58			
29				59			
30				60			
特記事項							

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">消防局長 様</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">点検・整備申請書</p>		<p style="margin: 0;">川消 第 号 年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">長</p>
<p>次のとおり所属管理車両の点検・整備について申請します。</p>		
整	所属	署 出張所 団 分団 班
	車両名登録番号	
備	法定点検	3か月 6か月 12か月 車検
	故障年月日	年 月 日
	故障箇所	
	故障理由	
項		
目	備考	

車両状況調査書

走行距離	k m	発炎筒の有効期限	年 月 日
エアエレメント交換	希望する		希望しない
クーラント交換	希望する		希望しない
A Tオイル交換	希望する		希望しない
Vベルト交換	希望する		希望しない
ブレーキパッド交換	希望する		希望しない

車両の状態で、気になることを記入してください

- * 「車両の状態で、気になることを記入してください」欄に記入された場合は、受注業者が車両を引き取りに来た際、詳しいことを説明してください。

川消 第 号
年 月 日

消 防 局 長 様

所属長

消耗品交付申請書

次のとおり車両等の消耗品について申請します。

申請品	品名	
	型式	
	数量	
該当車両	車両名	
	車両ナンバー	
	車体番号	
申請理由		
処理経過		